

61. 01

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする出願の取扱い

1. 平成 23 年改正[特許法第 30 条](#)の適用対象となる特許出願について¹(1) [特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用要件

[特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用要件は、以下の要件 1 及び 2 である。[特許法第 30 条第 3 項](#)に規定された「証明する書面」によって以下の要件 1 及び 2 が満たされることが証明されなければならない。

要件 1 発明が公開された²日から 6 月以内に特許出願をしたこと

要件 2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して発明が公開され、特許を受ける権利を有する者が特許出願をしたこと

以上の適用要件のうち、いずれか一つでも満たさない場合には適用を認めない。

なお、「[平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き](#)」（本項目 61.01 では以下、「平成 23 年改正法対応手引き」という。）には、「証明する書面」として、以下の一定の書式が記載されている（「証明する書面」の詳細については「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」の「[3.](#)」を参照のこと。）。

¹ 平成 23 年改正[特許法第 30 条](#)の適用対象となる特許出願

- ・ 通常の出願
 - 出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
- ・ 分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願
 - 原出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
- ・ パリ条約の優先権主張を伴う出願
 - 優先権主張を伴う出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
- ・ 国内優先権主張を伴う出願
 - 原則として*、優先権主張の基礎出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
 - * 基礎出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（明細書等）に記載されていない発明については、国内優先権主張を伴う出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの

² 本項目 61.01 では、「[特許法第 29 条第 1 項各号](#)のいずれかに該当するに至った」ことを「公開された」又は「公開した」という。

出願人による証明書

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 公開日
- ② 公開場所
- ③ 公開者
- ④ 公開された発明の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
- ③ 特許出願人（願書に記載された者）
- ④ 公開者
- ⑤ 特許を受ける権利の承継について（①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと）
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について（②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載）

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成〇年〇月〇日

出願人〇〇〇 ㊞

(2) [特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用の可否についての判断

(i) 判断時期

出願人が[特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用を受けることができるものであることを証明しようとした公開された発明は、同項の規定が適用できない場合には、本願発明の新規性・進歩性を否定する証拠となり得ることから、原則として、審査に着手する際にこの規定の適用の可否を判断する。

ただし、出願人が証明しようとした公開された発明を引用例とせずに拒絶査定できると見込まれる場合には、この規定の適用の可否を判断しなくてもよい。

(ii) 判断手順

「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」に記載の一定の書式に従って「証明する書面」（出願人による証明書）が作成され、特許出願の日から 30 日以内¹に提出された場合には、原則として要件 1 及び 2 を満たすことについて証明されたものと判断する²。

ただし、「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」に記載の一定の書式に従った「証明する書面」が提出されていても、出願前に公開された発明が[特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用を受けることができる発明

¹ 「証明する書面」を提出する者がその責めに帰すことができない理由により特許出願の日から 30 日以内に「証明する書面」を提出することができないときは、その理由がなくなった日から 14 日（出願人が在外者である場合は 2 月）以内で、特許出願の日から 30 日の期間の経過後 6 月以内にその「証明する書面」を特許庁長官に提出することができる（特許法第 30 条第 4 項）。

² [特許法第 30 条第 3 項](#)では「証明する書面」の内容や形式には、決まったものはないことから、「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」に記載の一定の書式に従っていない「証明する書面」が提出されている場合もある。その場合には、当該提出された「証明する書面」によって要件 1 及び 2 を満たすことについて証明されたか否かを判断する。「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」に記載の一定の書式に従った「証明する書面」と同程度の内容が記載されていれば、要件 1 及び 2 を満たすことについて証明されたと判断する。

であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、同項の規定の適用を認めずに、その出願前に公開された発明を根拠として特許出願に係る発明の新規性や進歩性を否定する拒絶理由を通知することができる。

上記の拒絶理由通知への応答時等に、出願人から、特許出願の日から 30 日以内に提出した「証明する書面」に記載した事項が事実であることを裏付けるための補充資料（客観的証拠資料や第三者による証明書等）が意見書又は上申書等を通じて提出される場合があるが、その場合には、特許出願の日から 30 日以内に提出された「証明する書面」に記載の事項の範囲内でその補充資料を参酌して、要件 1 及び 2 を満たすことの証明がなされたか否かを判断する。

(3) [特許法第 30 条第 1 項](#)の規定の適用要件

[特許法第 30 条第 1 項](#)の規定の適用要件は、以下の要件 1 及び 2 である。

要件 1 発明が公開された日から 6 月以内に特許出願をしたこと

要件 2 特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公開されたこと

以上の適用要件のうち、いずれか一つでも満たさない場合には適用を認めない。

（注）[特許法第 30 条第 1 項](#)の規定の適用が受けられることを示す証拠が拒絶理由通知への応答時等に提出されることがある。その場合には、提出された証拠等に基づいて[特許法第 30 条第 1 項](#)の規定の適用の可否について判断する。

(4) 留意事項

(i) 拒絶理由通知・拒絶査定をする際の留意点

[特許法第 30 条](#)の規定の適用を認めずに、その適用を受けようとした発明を引用して拒絶理由通知・拒絶査定をする場合には、[特許法第 30 条](#)の規定の適用を認めない理由を明記する。

(ii) 特許査定をする際の留意点

審査ハンドブック [6 4 . 0 1](#)「特許査定起案時の注意」の「3. 特許法第 30 条の新規性の喪失の例外」を参照。

(iii) 公開された発明が複数存在する場合に「証明する書面」の提出を省略できる発明について

公開されたある発明（先に公開された発明）についての[特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用申請を伴う特許出願を審査するにあたっては、拒絶理由通知で特許出願に係る発明の新規性や進歩性を否定する証拠として用いた発明（引用発明）について、出願人から、その引用発明は「証明する書面」を

提出していなくても新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる発明であるとの主張が、意見書や上申書等でなされる場合がある。

この場合、その引用発明が、「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」の「[4. 公開された発明が複数存在する場合](#)」に示す「証明する書面」の提出を省略することができる発明に該当することが証明されたか否かを判断する。そして、その証明がなされたと認められ、かつ、先に公開された発明について適正に[特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用を受けるための手続が行われていた場合に限り、その引用発明は[特許法第 29 条第 1 項各号](#)のいずれにも該当しなかったものとして取り扱う。

(参考)「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」

[4. 公開された発明が複数存在する場合](#)

権利者が発明を複数の異なる雑誌に掲載した場合など、権利者の行為に起因して公開された発明が複数存在する場合において[第 2 項](#)の規定の適用を受けようとするときは、それぞれの公開された発明について[第 2 項](#)の規定の適用を受けるための手続（[\[2.\]](#)の(a)～(c)、以下「手続」といいます。）をする必要があります。

ただし、上記複数存在する発明のうち、手続を行った発明の公開以降に公開された発明であって、以下の 1. 又は 2. の条件を満たすものについては、「証明する書面」の提出を省略することができます。

【条件】

1. 手続を行った発明と同一であるか又は同一とみなすことができ、かつ、手続を行った発明の公開行為と密接に関連する公開行為によって公開された発明
2. 手続を行った発明と同一であるか又は同一とみなすことができ、かつ、権利者又は権利者が公開を依頼した者のいずれでもない者によって公開された発明

(5) 参考にすべき資料

- ・「[平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き](#)」
- ・「[平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定についての Q & A 集](#)」

2. 平成 23 年改正前の特許法第 30 条の適用対象となる特許出願について

(1) 特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用要件

特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用要件は、以下の要件 1～3 である。特許法第 30 条第 4 項に規定された「証明する書面」によって以下の要件 1～3 が満たされることが証明されなければならない。

要件 1 発明を公開した日から 6 月以内に特許出願をしたこと

要件 2 発明の新規性喪失の事由が特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項に規定された公開であること

要件 3 特許を受ける権利を有する者が公開し、その者が特許出願をしたこと

以上の適用要件のうち、いずれか一つでも満たさない場合には適用を認めない。

なお、「[発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き](#)」（平成 22 年 3 月改訂版公表）（本項目 61.01 では以下、「平成 22 年改訂版手引き」という。）に記載の一定の書式に従って提出される「証明する書面」とは、「[平成 22 年改訂版手引き](#)」に記載された書面 A（一定の書式に従った出願人による証明書）を指す。

(2) 特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用の可否についての判断

(i) 判断時期

出願人が特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けることができるものであることを証明しようとした公開された発明は、同項の規定が適用できない場合には、本願発明の新規性・進歩性を否定する証拠となり得ることから、原則として、審査に着手する際にこの規定の適用の可否を判断する。

ただし、出願人が証明しようとした公開された発明を引用例とせずに拒絶査定できると見込まれる場合には、この規定の適用の可否を判断しなくてもよい。

(ii) 判断手順

「[平成 22 年改訂版手引き](#)」に記載の一定の書式に従った書面 A が作成され、特許出願の日から 30 日以内に提出された場合には、原則として、要件 1～3 を満たすことについて証明されたものと判断する¹。

ただし、「証明する書面」として書面 A が提出されていても、出願前に公開された発明が特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けることができる発明であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、同項の規定の適用を認めずに、その出願前に公開された発明を根拠として特許出願に係る発明の新規性や進歩性を否定する拒絶理由を通知することができる。

上記の拒絶理由通知の応答時等に、出願人から、特許出願の日から 30 日以内に提出した書面 A に記載した事項が事実であることを裏付けるための書面 B（客観的証拠資料や第三者による証明書等）が意見書又は上申書等を通じて提出される場合があるが、その場合には、書面 A に記載の事項の範囲内でその提出された書面 B を参酌して、要件 1～3 を満たすことの証明がなされたか否かを判断する。

(3) 特許法第 30 条第 2 項の規定の適用要件

特許法第 30 条第 2 項の規定の適用要件は、以下の要件 1 及び 2 である。

¹ 書面 A において従来求めていた「添付の書面」欄の記載は不要。

また、特許法第 30 条第 4 項では「証明する書面」の内容や形式には、決まったものはないことから、書面 A と異なる様式の「証明する書面」が提出されている場合もある。その場合には、その「証明する書面」によって要件 1～3 が証明されたか否かを判断する。この点、「[平成 22 年改訂版手引き](#)」に記載の一定の書式に従った書面 A と同程度の内容が記載されていれば、要件 1～3 を満たすことについて証明されたと判断する。

要件 1 発明が公開された日から 6 月以内に特許出願をしたこと

要件 2 特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公開されたこと

以上の適用要件のうち、いずれか一つでも満たさない場合には適用を認めない。

(注) 特許法第 30 条第 2 項の規定の適用が受けられることを示す証拠が拒絶理由通知への応答時等に提出されることがある。その場合には、提出された証拠等に基づいて特許法第 30 条第 2 項の規定の適用の可否について判断する。

(4) 留意事項

1. (4) 参照。

3. 平成 11 年 12 月 31 日以前の特許出願について

(1) 特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用要件

2. (1) に記載の要件 1～3 に加えて「要件 4 公開した発明が特許出願に係る発明であること」も適用要件である。

(2) 特許法第 30 条第 2 項の規定の適用要件

2. (3) に記載の要件 1 及び 2 に加えて「要件 3 公開された発明が特許出願に係る発明であること」も適用要件である。

参考判決

1. パリ条約による優先権主張を伴った出願と特許法第 30 条の適用の関係が示された事例

『日本国を第二国出願とする優先権主張を伴う特許出願については、同項に規定する「特許出願」の日は、日本国においてなされた特許出願の日を意味すると解するのが相当であって、パリ条約 4 条を根拠としてこれと異なる解釈をする余地はないというべきである。』

(参考：東京高判平 9.3.13 ([平 7 \(行ケ\) 148](#)))

2. 第 30 条第 2 項に規定された「意に反して」の考え方が示された事例

『特許法第 30 条第 2 項の規定は・・・共同発明者の一部や発明協力者が発明を公表したような場合には、共同発明者間、あるいは発明協力者との間で、秘密保持契約を締結するなど、発明の公表を制約する合意

が存在しない限り、同項に該当するものということとはできない。』

（参考：東京地判平 17. 3. 10（[平 16（ワ） 11289](#)））

平成 23 年改正前の特許法第 30 条の適用対象となる特許出願についての参考判決

1. 特許公報による公開は特許法第 30 条第 1 項に規定された「刊行物に発表」に該当しないことが示された事例

『特許を受ける権利を有する者が、特定の発明について特許出願した結果、その発明が公開特許公報に掲載されることは、特許法三〇条一項にいう「刊行物に発表」することには該当しないものと解するのが相当である。けだし、同法二九条一項のいわゆる新規性喪失に関する規定の例外規定である同法三〇条一項にいう「刊行物に発表」とは、特許を受ける権利を有する者が自ら主体的に刊行物に発表した場合を指称するものというべきところ、公開特許公報は、特許を受ける権利を有する者が特許出願をしたことにより、特許庁長官が手続の一環として同法六五条の二の規定に基づき出願にかかる発明を掲載して刊行するものであるから、これによって特許を受ける権利を有する者が自ら主体的に当該発明を刊行物に発表したものということができないからである。そして、この理は、外国における公開特許公報であっても異なるところはない。』（参考：最判平 1. 11. 10（[昭 61（行ツ） 160](#)））

2. 特許を受ける権利を有する者と公開者とが異なる場合の考え方が示された事例

『特許法第 30 条第 1 項にいう「特許を受ける権利を有する者が・・・文書をもって発表する」とは、特許を受ける権利を有する者が主体的にその発明について発表行為（公表行為）をしたものと社会通念上認め得る場合をいうものと解するのを相当とし・・・発明者自らが発表しないにもかかわらず、なお主体的に発表したといい得るためには、発明者の名前において発表したときのように、発明者が自ら発表したものと同視し得る場合でなければならず、特許を受ける権利を有する者が、単に「発明の発表を監督管理できる状態」にすぎない場合には、特許法第 30 条第 1 項にいう「発表」には当たらないことは明らかである。』（参考：東京高判平 4. 3. 16（[平 3（行ケ） 158](#)））

61.02

**発明の単一性の要件及び第 17 条の 2 第 4 項の要件の審査における
「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明について審査を行った
結果、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく
審査を行うことが可能である発明」について**

[特許・実用新案審査基準「第 I 部第 2 章 発明の単一性の要件」の 3.1.2.2](#) は、「(2)特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明¹について審査を行った結果、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく審査を行うことが可能である発明」（以下「審査が実質的に終了している発明」という。）を、特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明とまとめて審査を行うことが効率的である発明として、審査対象に加えることとしている。

そこで、「審査が実質的に終了している発明」について、以下に説明する。

1. 基本的な考え方

実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく審査を行うことが可能である（審査が実質的に終了している）かどうかは、出願の属する技術分野に応じて、案件ごとに、追加的に行う必要がある先行技術調査や記載要件も含めた特許要件の判断に要する実質的な労力を考慮して決定する。

2. 「審査が実質的に終了している発明」に該当する例について

[特許・実用新案審査基準「第 I 部第 2 章 発明の単一性の要件」の 3.1.2.2\(2\)](#) では、下記(i)～(v)に該当する発明は、通常「審査が実質的に終了している発明」であるとしている。これらに該当する発明は、特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明について審査を行えば、通常、先行技術との関係についての審査（新規性・進歩性等）が実質的に終了しているといえるため、先行技術との関係以外の審査（記載要件等）も実質的に終了していれば、「審査が実質的に終了している発明」であるといえる。なお、特別な技術的特徴に基づいて審査対象となる発明について先行技術との関係以外の審査（記載要件等）を行えば、下記(i)～(v)の発明についても先行技術との関係以外の審査（記載要件等）は実質的に終了している場合が多いと考えられる。

(i) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明と表現上の差異があるだけの他の発明

「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明と表現上の差異があるだけの他の発明」には、「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明とカテゴリー表現上の差異があるだけの他の発明」のほか、特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明と同一カテゴリーの他の発明であって表現上の差異があるだけのものも含む。

例えば、[特許・実用新案審査基準第 I 部第 2 章「発明の単一性の要件」の事例 24](#) における請求項 7 に係る発明は、請求項 1 に係る発明に対し、同一カテゴリーの他の発明であって表現上の差異があるだ

¹ [特許・実用新案審査基準第 I 部第 2 章「発明の単一性の要件」の「3.1.2.1 特別な技術的特徴に基づく審査対象の決定」](#) において審査対象とした発明

けの発明である。

(ii) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明に対し、周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等をした他の発明であって、新たな効果を奏するものではないもの

例えば、[特許・実用新案審査基準第Ⅰ部第Ⅱ章「発明の単一性の要件」の事例 24](#)における請求項 4 に係る発明、[事例 27](#)における請求項 3,4 に係る発明のうち請求項 1 を引用する部分は、それぞれ請求項 1 に係る発明に対し、周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等をした他の発明であって、新たな効果を奏するものではないものである。

(iii) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明を審査した結果、その発明に新規性又は進歩性が無いことが判明した場合において、その発明を包含する広い概念の発明

特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明「X+Y」を審査した結果、その発明に新規性又は進歩性がないことが判明した場合は、この結果に基づいて、その発明を包含する広い概念の発明である「X」にも新規性又は進歩性がないとの審査結果が、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく得られることが通常である。この場合における発明「X」は、先行技術との関係についての審査（新規性・進歩性等）が実質的に終了しているといえる。

(iv) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明を審査した結果、ある発明特定事項を有する点に新規性及び進歩性があることが判明した場合において、その発明特定事項を含む他の発明

例：

請求項 1：A 構造及び B 構造を備えた自転車

（※「A 構造及び B 構造を備えた自転車」という特別な技術的特徴を有する）

請求項 2：A 構造、B 構造及び C 構造を備えた自転車

請求項 3：A 構造及び C 構造を備えた自転車

（説明）

請求項 1 に係る発明に、「A 構造及び B 構造を備えた自転車」という特別な技術的特徴が発見された。なお、文献 1 には「A 構造を備えた自転車」が、文献 2 には「B 構造を備えた自転車」が、各々記載されており、請求項 1 に係る発明は文献 1 及び文献 2 の組み合わせで進歩性が否定された。

次いで、当該特別な技術的特徴を有する請求項 2 に係る発明を審査した結果、「C 構造を備えた自転車」との発明特定事項を有する点に新規性及び進歩性があることが判明した。この場合は、請求項 3 に係る発明が新規性及び進歩性を有するとの審査結果が、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく得られるから、請求項 3 に係る発明は、先行技術との関係についての審査（新規性・進歩性等）が実質的に終了しているといえる。

(v) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明との差異が、「技術の具体的適用に伴う設計変更」又は「数値範囲の最適化又は好適化」である他の発明であって、当該差異が引用発明と比較した有利な効果を奏するものでもないことを容易に判断できるもの

例えば、「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明」が引用発明に対して新規性又は進歩性がないことが判明している場合、「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明」との差異が「技術の具体的適用に伴う設計変更」又は「数値範囲の最適化又は好適化」である発明について、引用発明と比較した有利な効果を奏するものでもないことを容易に判断できる場合には、当該発明が進歩性を有しないとの審査結果が、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく得られる。したがって、当該発明は、先行技術との関係についての審査（新規性・進歩性等）が実質的に終了しているといえる。

6 1 . 0 3

一の発明中に特別な技術的特徴となり得る技術的特徴が
複数ある場合の審査対象の決定の手順について

[特許・実用新案審査基準「第 I 部第 2 章 発明の単一性の要件」の「3.1.2.1 特別な技術的特徴に基づく審査対象の決定」](#)¹において、特別な技術的特徴の有無を判断しようとする一の発明中に特別な技術的特徴となり得る技術的特徴が複数存在する場合の審査対象の決定の手順を、以下の検討事例によって示す²。

検討事例：

請求項 1： $X + Y$

請求項 2： $X + \alpha$

請求項 3： $Y + \beta$

請求項 1 に係る発明「 $X + Y$ 」と請求項 2 に係る発明「 $X + \alpha$ 」の間には同一の「技術的特徴 X 」があり、請求項 1 に係る発明「 $X + Y$ 」と請求項 3 に係る発明「 $Y + \beta$ 」の間には同一の「技術的特徴 Y 」がある。

明細書等には、「技術的特徴 X 」も「技術的特徴 Y 」も新規なものである旨が記載されており、両者とも外形的に「特別な技術的特徴」と認定できるとともに、少なくともいずれか一方は、事後的にも「特別な技術的特徴」であることが判明すると想定する。

このような場合、まず、最初の発明（請求項 1 に係る発明）について先行技術に対する貢献をもたらす可能性の高い技術的特徴（例えば X ）を選択し、請求項 1 に係る発明（ $X + Y$ ）と当該技術的特徴（ X ）によって連関する他の発明（請求項 2： $X + \alpha$ ）を審査対象とする。当初審査対象とした発明の審査を開始した後に、その技術的特徴 X が特別な技術的特徴でないことが判明した場合は、審査対象を請求項 1 に係る発明（ $X + Y$ ）と他の技術的特徴（ Y ）で連関する発明（請求項 3： $Y + \beta$ ）に変更する。³

（留意事項）

特別な技術的特徴の有無を判断しようとする一の発明中に特別な技術的特徴となり得る技術的特徴が複数存在する場合において、ある技術的特徴を選択すると審査対象とならない請求項に係る発明が存在することとなり、他の技術的特徴を選択すると全ての請求項に係る発明が審査対象となるときは、後者の技術的特徴を優先して選択する。

¹ [審査基準第 I 部第 2 章「発明の単一性の要件」の 3.1.2.1\(4\)](#)を参照。

² [審査基準第 I 部第 2 章「発明の単一性の要件」の事例 15](#)と類似の例である。

³ この場合、請求項 2 に係る発明の審査を既に開始したという理由で、請求項 2 に係る発明が「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明について審査を行った結果、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく審査を行うことが可能である発明」に該当することはない。

6 1 . 0 4

審査用メモ

特実審査周辺システム上の「審査用メモ」は、原則、「発明の名称の職権訂正データ」を記載するために使用する（[5 1 . 0 1](#) 参照）。

（注）「審査用メモ」は、[特許法第 186 条](#)に規定される特許に関する書類として取り扱われ、閲覧の対象となっている。

（参考）

- （1）「審査用メモ」には、早期審査の非選定通知書のイメージデータも蓄積される。
- （2）特許査定の際に本願発明と先行技術との対比判断結果について記載する場合は、「特許メモ」を使用する（[6 4 . 0 3](#) 参照）。

6 1 . 0 5

職権取消通知等について

特許査定や拒絶査定、補正の却下の決定、拒絶理由通知の処分等に、本来、誤りがあってはならない。

しかし、処分等に誤りがあると認められ、その誤りを正す必要が生じた場合に、審査官は、「職権取消通知」、「無効通知」、「職権更正通知」、「誤送通知」のいずれかの通知により、その誤りを正すことができる。以下、これらの通知をまとめて「職権取消通知等」という。

審査官は、行った処分等の記載又は内容に誤りを発見した場合には、下記 1. ～4. にしたがって、管理職と協議の上、職権取消通知等を行うか否かを決定する。

1. 無効通知を行う場合

その処分等の前に出願が放棄、取下げなどされており、処分等を行うべきでなかった場合、又はその処分等の前に出願人、代理人（以下、「出願人等」とする。）の変更などがされており、誤った名宛人に対して処分等が行われた場合、当該処分等が無効であることを伝えるため、無効通知を行う。

2. 職権更正通知を行う場合

補正により発明の名称が変更されたが、補正前の発明の名称を記載して特許査定した場合など、処分等の記載に明白な誤記があり、正しい記載が推測できる場合、処分等を更正するため、職権更正通知を行う。

拒絶理由通知については最終処分ではないことにかんがみ、審査官は、出願人等に対し正しい拒絶理由が通知されたものとして応答してもらうなどの要請を行い、出願人等の了解が得られなかった場合に限り、職権更正通知を行う。

3. 誤送通知を行う場合

単に送達又は送付先を誤った場合、誤送であることを伝えるため、誤送通知を行う。（現在は、オンライン手続が主流であることから、このケースはほとんどない。）

4. 職権取消通知を行う場合

上記無効通知、職権更正通知及び誤送通知を行うべき誤りに該当しないが、誤りを正す必要がある場合には、職権取消通知により誤りのあった処分等を取り消すことができる。

しかし、既に行われた処分等を取り消すことは、出願人や実施権者等の関係者の法的地位の安定性を損なうおそれや第三者の監視負担を増大するおそれもあり、また処分の適否を判断する審判の手続もあるため、職権取消通知により誤りのあった処分等を取り消すべきか否かは、下記(1)～(3)にしたがって判断する。

(1) 特許査定に対する職権取消通知

特許査定については、手続補正書等の提出を看過して処分した場合や、出願番号の錯誤により案件を取り違えて処分した場合など、重大な誤りがある場合であって、かつ、原則として出願人側が同意した場合に限り、職権取消通知を行う。

新たな拒絶理由の発見を理由とした職権取消通知や、出願人等の要請により、分割・補正の機会を与えることを目的とした職権取消通知は、行わない。

(2) 拒絶査定、補正の却下の決定に対する職権取消通知

拒絶査定、補正の却下の決定については、手続補正書等の提出を看過して処分した場合や、出願番号の錯誤により案件を取り違えて処分した場合など、重大な誤りがある場合に限り、職権取消通知を行う。

進歩性等の判断の変更を理由とした職権取消通知や、出願人等の要請により、分割・補正の機会を与えることを目的とした職権取消通知は、行わない。

拒絶査定、補正の却下の決定に対しては、拒絶査定不服審判の請求がなされずに審判請求期間が経過した後、又は拒絶査定不服審判の請求がなされた後は、職権取消通知を行わない。

(3) 拒絶理由通知に対する職権取消通知

拒絶理由通知については、最終処分でないことにかんがみ、手続補正書等の提出を看過して拒絶理由を通知した場合や、出願番号の錯誤により案件を取り違えて拒絶理由を通知した場合など、重大な誤りがある場合であっても、審査官は、出願人等に対し意見書でその旨を指摘してもらうなどの要請を行い、了解を得て審査を継続する。出願人等の了解が得られなかった場合に限り、職権取消通知を行う。

新たな先行技術文献の発見などによる拒絶理由の判断の変更を理由とした職権取消通知は、行わない。